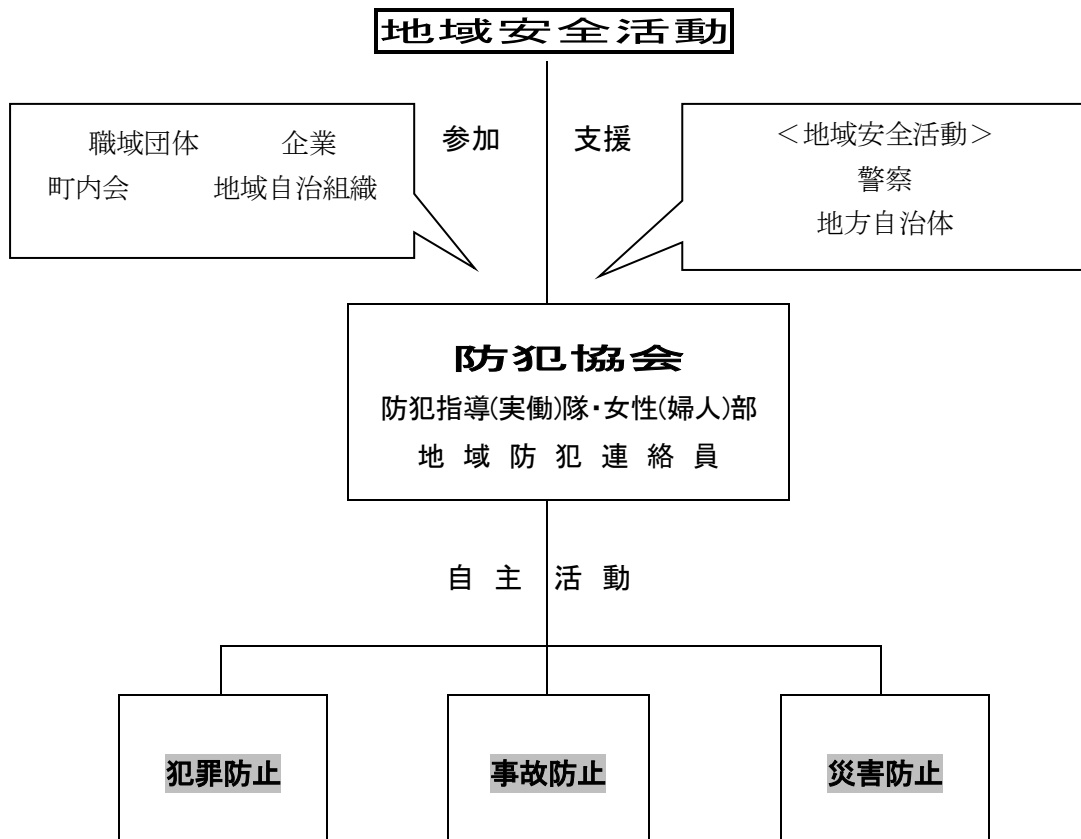


地域安全対策

○ 地域安全活動とは

安全で住みよい地域社会を実現するために、警察が行う地域活動とともに、地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪や事故、災害を未然に防止する地域の皆さんの自主的な活動を言います。

この活動は、防犯協会を中心に行うことになり、これに警察や自治体が支援し、町内会等の地域自治組織や企業、職域団体などが参加していくことになります。



具体的な活動例

- 地域安全情報の提供活動
- 犯罪等の被害防止活動
- 居住環境整備活動
- 老人等保護連絡活動
- 困りごと相談ネットワーク活動

○ 防犯指導(実働)隊・防犯女性(婦人)部の活動とは

- 自らの地域及び近隣地域の実情(犯罪発生状況等)をよく把握し、各種の犯罪や暴力、非行などを発生させないため
 - ・ 防犯思想の啓蒙
 - ・ 地域の防犯診断
 - ・ 危険箇所等の点検、改善
 - ・ 地域の実情にあった防犯パトロール
 - ・ 行き届いた防犯広報(情報の提供)

などにより、地域における住民の安全確保に努めて「安全で明るく住みよいまちづくり」に寄与することです。

- 活動において、認知した諸問題を地域で解決できないことは、警察や行政の方に相談しましょう。
- 日頃、町内会・防犯協会・地域防犯連絡所・少年補導員・子供 110 番の家・交番勤務員などと良好な関係を保ちましょう。
- 特に、**地域防犯連絡所員**とは、絶えず連絡・協力することが大切です。
- 活動上における限界(警察官との違い)があります。
 - ・ 警察官は、警察官職務執行法などの法律により、質問や制止など必要最小限の権限が与えられています。
 - ・ しかし、防犯指導(実働)隊・同女性(婦人)部の皆さんは、相手方に命令したり、強制することは出来ません。いかに防犯活動と言っても、行き過ぎの無いようにしましょう。
 - ・ 例えば、警察官が行うような職務質問(相手方の身上面など)や取り調べ(事実究明など)などは出来ません。
- 隊(部)員の心構えについて
 - 端正な服装と好感の持てる応接
 - ・ 人との接触は、お互いに相手方を見ることから始まり、挨拶の言葉や服装・態度などで、第一印象(好感度)を判断します。
 - ・ 相手方に接するときは、「こんにちは」「お変わりございませんか」「ありがとうございました」「お気をつけて」などと丁寧に挨拶をしましょう。
 - ・ 特に、活動中において、相手方から信頼・信用を受け入れられるよう好感の持たれる端正な服装に心がけましょう。
 - ・ また、家庭や事業所等を訪問したときや街頭で人と接するときは、腕組みや手をポケットに入れることの無いよう注意しましょう。
 - 地域安全活動の指導者
 - ・ 日頃、警察や防犯協会などが発行している「地域安全ニュース」「防犯広報紙」「手引き」などの地域安全にかかる資料を参考にして知識を高めましょう。
 - ・ 地域において、防犯教室・講座、防犯研修会・座談会などを開催し、地域の人たちへの防犯思想の普及に努め、地域に「自分の地域は、自分たちで守ろう」という「自主防犯の輪」を広めましょう。
 - ・ 住民から要望・意見を汲み上げて、地域活動で解決できないものは警察や関係機関に反映させましょう。

- ・ 日頃、交番勤務員と密接な情報交換を行って、どのような活動が必要か、どのように進めていくかについてよく相談しましょう。
- ・ 活動の内容(夜間パトロールなど)によっては、交番勤務員と共同して活動してください。
- ・ 地区の防犯協会・地域防犯連絡所・町内会と常に連絡を取り合うなど協力関係を築いておきましょう。
- ・ 防犯指導(実働)隊などは、自らその地域の安全活動を行うとともに、安全活動を通じて住民に対する防犯指導者でもあります。

□ 秘密の保持

- ・ 各種活動を通じて、他人の秘密を知る機会があります。誰もが、自分や家庭のことを知られたくないものです。知り得た秘密は他に漏らしてはいけません。
- ・ 他人のプライバシーを尊重し、みだりに介入しないようにしましょう。
- ・ 「口は災いの元」「守秘」こそ防犯協会組織の信頼の源です。

☆ 活動上の留意点について

- ・ 自分の地域の「安全で住みよく潤いのある社会づくり」は「自らの手で」をモットーに取り組むようにしましょう。
- ・ 活動を進めるには、地域のいろいろな立場の方々とともに協力し合うこと、また、相手方をよく理解することから始めましょう。
- ・ 相手方を訪問して防犯診断(点検)や防犯指導を行うときには、その目的をよく説明して、必ず相手方の理解と協力を得るようにし、行き過ぎ等の非難を受けることのないよう注意しましょう。
- ・ 防犯パトロールは、地域の実情(事件・事故の発生したところ、発生するおそれのある危険なところ、また不審者(車)の出没するところなど)をよく把握した上で実施すると、より効果的です。
- ・ 活動中、たまり場や路上で、相手に質問するような場面もあるので、特に、夜間パトロールなどは、交番勤務員と共同して行うようにしてください。
- ・ 他人のプライバシーを尊重し、知り得た秘密は他に漏らしてはいけません。
- ・ 「安全・安心マップ」は地域の実情が一目瞭然なことから、情報の提供として全戸に配布するとよいでしょう。
- ・ 活動中は、ブルゾン等を着用し、地域安全活動の腕章をつけるなど目立つ服装が効果的です。

☆ 「攻め」の活動と「守り」の活動について

- ・ 隊員等の活動には
～積極的な「攻め」の活動～
 防犯パトロール、防犯診断、危険箇所の点検など
～受動的な「守り」の活動～
 防犯情報の提供、防犯指導(相談)など
 があります。
- ・ 守りの活動は一見地味なように思われますが、地域住民の防犯意識を高め、各種犯罪や非行などの予防につながる大事な活動です。

- ・ 完全な情報より、まず断片的情報でも早めが肝心です。最初から「象」と分かる情報は、まずないでしょう。「長い鼻」「大きな耳」「太い足」などが集まって全体像がつかめるのです。分かったことから早めに提供することです。
どんな小さなことでも、安全のために参考になると思われる情報を得たときは、住民はもとより警察や関係機関に連絡しましょう。

○ 少年への接し方

- ・ 少年は傷つきやすい年代ですが、場合によって虚勢を張って抵抗する年代でもあります。少年とのトラブルの原因は「ひと言多い」「ひと言足りない」かのどちらかです。その場に出会っても自重自戒しましょう。
- ・ 未成年者の飲酒や喫煙をたしなめるときは「国民みんなの約束事である法律で、身体の発育に悪い影響を与えることから禁止していること」を親身になって聞かせ、それに応じたときは、褒めてやりましょう。
- ・ 非行防止には「愛のひと声」が肝要です。次のような少年を見かけたら優しく「ひと声」をかけて指導しましょう。
 - * 学校や職場をずる休みして、盛り場をうろついている少年。
 - * 酒を飲んだり、たばこを吸ったりしている少年。
 - * パチンコ店などで遊んでいる少年。
 - * 夜間徘徊している少年。
 - * その他、禁止場所への立ち入り、悪いいたずら、危ない遊びをしている少年。

☆ 不審者への対応の仕方

- ・ 「空き巣狙い」などの侵入犯罪や「ひったくり」などの街頭犯罪、女性への痴漢行為を犯そうとする者は、犯行しやすい場所・人を探すため、周辺をウロウロと徘徊して不審な行動をとります。犯罪者が徘徊中に最も嫌がるのは、住民の「声がけ」と「見つめる目」だそうです。
- ・ こうした不審な行動をする者を見かけたら「どちらにご用ですか」「どこをお探しですか」などと声がけすると犯罪予防に効果的です。
- ・ 事後のため、不審者の人相着衣などは、よく覚えておきましょう。また、不審な車を見かけたら、車種・色・型・ナンバー・運転手などを記録しておきましょう。
- ・ 不審者(車)を見かけたら、電話や防犯広報紙などで地域全体に知らせるとともに交番勤務員にも連絡しておきましょう。

☆ 暴力団情報を知った時の対応の仕方

- ・ 県内には「住吉会」「六代目山口組」「稲川会」「松葉会」など約 1,800 人の暴力団がおり、日頃、組織の拡大を図るとともに資金源となる覚せい剤の密売やけん銃などの武器獲得のため暗躍しています。
- ・ もし
 - * 暴力団に加入しようとする者
 - * 暴力団に接近しようとする者
 - * 暴力団に脅されている者

- * けん銃などの武器や覚せい剤を隠し持っている者
を見たり聞いたりしたら、すぐ警察に相談しましょう。
- ・ 合法企業を偽装していることが多いので注意しましょう。

<暴力追放3ない運動>

- * 暴力団を「おそれない」
- * 暴力団に「金を出さない」
- * 暴力団を「利用しない」

☆活動中の交通事故や災害をなくしましょう

- ・ 活動に当たって、健康に注意し、体調が悪いときは、無理をしないことです。
- ・ 活動中(往復)における、交通事故や災害事故は絶対無くしましょう。
- ・ 隊(部)の活動は、原則として分隊単位とし、個人単位の行動は避けましょう。
- ・ 相手への実力行使(保護・逮捕など)は、警察官に委ねましょう。
- ・ もし、災害等に遭遇したときには、地区事務局を通じて報告してください。

☆ 防犯活動に対する災害補償制度があります

防犯活動に従事する防犯指導(実働)隊員等が、その活動中、事故等により怪我をした場合には、これを補償するなど安心して、活動に従事できる補償制度が整備されております。

防犯指導隊設置条例及び防犯関係援護条例が未設定の市町村では、防犯活動に従事中のすべての方が怪我などをした場合

- ・ 宮城県防犯協会連合会の団体総合補償保険制度(防犯協力会員に対する災害補償)
 - ・ 仙台市市民活動保険制度
- の適用により補償されます。

* 補償対象外となるのは

- ・ 活動者の故意によるもの
 - ・ 活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
 - ・ 地震・津波・噴火などの天災によるもの
- などです。

- ◎ 連絡先 団体総合補償保険制度の場合 :各地区事務局
 仙台市市民活動保険制度の場合 :各区役所・各総合支所

防犯診断(点検)の着眼点

一般住宅の場合

- 戸締まりの設備は完全か。
- 家屋の周辺に、犯行の供用物となる
 - ・ ハンマー・バール・鉄棒・スコップ・ドライバーなど破壊に使用されるもの
 - ・ はしご・踏み台となる箱など侵入に使用されるものは置いてないか。
- 建物の構造面で、錠・ドア・窓・面格子など簡単に破壊されるものはないか。
(特に、木造アパートの場合)
- 外灯・門灯・防犯灯など、屋外の照明設備はあるか。
- 建物の構造上、容易に2階に上られる箇所はないか。
- 容易に屋根に上られる外壁や塀はないか。
- 物置・塀・植木などで犯人が潜伏しやすいような死角(見通しの妨げ)となるところはないか。
- 郵便受けや新聞受けに数日前からのものが入ってないか。

集合住宅(アパート・マンション)の場合

- 出入りロドアの取り付けや錠が簡易で、施錠しても破壊されやすいなどの欠陥はないか。
(特に、木造アパートの場合)
- 建物の構造上、容易に上階に上られる箇所はないか。
- 出入りロドアの外側に、こじ開け防止用のガードプレートが取り付けられているか。
- 出入りロドアの内側に、侵入防止対策のドアチェーンが取り付けられているか。
- 出入り口やベランダは、植木や置物で死角(見通しの妨げ)となっていないか。

車両(自動車・バイク・自転車)の場合

- バイク・自転車は、鍵が付いたままになっていないか。
- バイク・自転車は、「二重ロック」されているか。
- また、防犯登録されているか。
- 自動車の中に、貴重品類(鞆、バッグ、財布、時計、カメラ、パソコン、書類など)は置いてないか。
- 自動車は、エンジンキーが付いたままになっていないか。
- 自動車の各ドアは、ロックされているか。

防犯指導の要点

建物外周について

- 家屋外周の見通しの確保(塀、植木、物置等による死角をなくす)状況。
- 家屋周辺に犯行に使用されるもの(はしご、踏み台となる箱など)は置かない。
- 屋根や上階に上がりやすい箇所のチェックと改善。

戸締まりについて

- 就寝前・外出前における施錠再確認(再確認は別の人の方がよい)の励行。
- 補助錠(ワンドア ツーロック)取り付け(上か下かに)の効果。
- まさかの場所(トイレの窓・高窓・風呂場の窓・勝手口など)の点検。

外出時について

- ちょっとの外出でも戸締まりの励行。(油断は禁物！)
- 留守にするとき(留守中の用心に)隣近所に「一声」かけて依頼。
- 一見留守と感じられない対策。
 - ・ カーテン ～ 閉めない方がよい(閉めるならレースカーテンのみ)
 - ・ 電 灯 ～ 玄関内か台所は点けておく
 - ・ 干し物 ～ 雨の時や夕方は取り込む(隣近所に依頼)
 - ・ 届け物(郵便物を含む)～短時間で取り込む(隣近所に依頼)
 - ・ 電 話 ～ 留守電にしない
 - ・ ラジオ ～ 外部にやや聞こえる程度にかけておく
- 緊急時の連絡(隣近所に依頼)。
- 「防犯ブザー」の携行。

車両(自動車・バイク・自転車)管理について

- バイク・自転車の盗難防止に「二重ロック」の励行。
- 盗難被害にあっても、早期の被害回復に防犯登録を。
- 自動車の盗難防止に確実なドアロック、イモビライザーの取り付け。
- 「車上狙い」の被害に遭わないため、車の中に貴重品類は置かない。

情報の提供

- 最近の犯罪発生状況(その地域の)と危険箇所。
- 最近多発している犯罪(振り込め詐欺・悪質商法等)の内容と対応。
- 戸締まりや外出時の安全対策。
- 相談機関などの教示。

「安全・安心マップ」作成のポイント

1. 何故「安全・安心マップ」が必要か

「安全・安心マップ」は、犯罪が起これにくく、犯罪に対して抵抗力のある環境設計活動の基礎(安全活動の羅針盤)となる大切な資料です。

地域住民が自ら地域の安全点検(通学路や防犯灯の状況など)を実施した結果や犯罪・事故の発生状況等をマップ化して配布することにより、地域の人々の日常生活の安全を確保するとともに自治体等による有効な安全施策を講ずるための資料にもなります。

2. 作成前にやるべきこと

住んでいる地域の実情(実態)を知らないで何の対策や活動も出来ません。

そのため、

- 地域の実態状況を入手しましょう。
 - ・ その地域の警察署や交番・駐在所に赴いて、地区内で犯罪や事故、また、痴漢・不審者の出没等の発生は、どんな場所で、何時頃発生しているか、その発生件数はどれくらいか等を把握しましょう。
 - ・ また、地域の子供・女性・高齢者から直接聞くなどして、日頃「不安」と感じている場所や犯罪や事故などの起きやすい場所等を把握しましょう。
 - ・ さらに、地域の安全拠点(セーフティステーション=子供 110 番の家・病院・避難場所・学校・地域防犯連絡所など)を把握しましょう。

- 危険場所はあるか―地区内の安全点検をしましょう。

犯罪等の被害に遭いやすい「子供・女性・高齢者」の立場に立ち

- ・ 通学路
- ・ 通勤者等の多く通る道路
- ・ 公園、裏通り
- ・ 空き地、空き建物、用水路(池)

等の安全点検を行い、注意を喚起するポイントをメモしておきましょう。

子供や高齢者に防犯意識を持たせるために、一緒に点検活動するのも効果的です。

3. 3 安全点検のポイント

- 公共施設、地域安全スポット等の確認

警察署・交番(駐在所)・消防署・学校・児童館・行政サービスセンターなどの公共施設や子供 110 番の家・地域防犯連絡所・避難場所などの地域安全スポットを確認しておきましょう。

- 犯罪・事故・不審者の出没等の場所の確認

発生した場所を確認する際には、その地域の環境も確認しましょう。

- 通学路(通勤者の多い道路)等の点検

- ・ 道路の点検
 - * 歩道と車道が分離されているか *見通し(特に、交差点)はよいか
 - * 路上駐車されている場所はないか *人通り、車両の通行量はどうか
 - * 樹木や看板が覆い被さっていないか(登下校時間帯、夕方、夜間)
- ・ 防犯灯の点検